

事 務 連 絡  
令和 6 年 8 月 3 0 日

公益社団法人日本バス協会 御中

国 土 交 通 省  
物流・自動車局旅客課

一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準  
運送約款の改正に伴う運賃及び料金の公示方法について

今般、法令等による書面掲示規制等のデジタル化の観点から当該規制等を横断的に点検・見直したことに伴い、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）についても、書面掲示規制が改められたところである。

また、道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号）第 11 条第 3 項に基づき公示されている「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号。以下「乗合標準運送約款」という。）」及び「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和 62 年運輸省告示第 49 号。以下「貸切標準運送約款」という。）」についても、一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者が旅客に周知すべき事項やその公示方法を定めていることから、所要の改正を講じたところである。

については、当該改正を踏まえ、今後の運賃及び料金の公示方法については、下記のとおり周知されたい。

記

運賃及び料金の公示方法については、当該改正により乗合標準運送約款及び貸切標準運送約款から削除したところであるが、運輸規則第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に定められていることから、当該省令に定める方法により、適切に公示されたい。